飯塚市監査委員告示第16号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき指定管理者監査を実施したので、その結果を飯塚市監査基準第23条の規定により、次のとおり公表する。

令和8年11月16日

飯塚市監査委員　　井　上　信　也

飯塚市監査委員　　永　末　雄　大

第1 監査の概要

1　監査の期間

令和8年9月1日(火)から令和8年11月13日(金)まで

2　監査の対象

「飯塚市体育施設」の指定管理者の業務について

・指定管理者　一般社団法人　飯塚市スポーツ協会

・所管課　市民協働部　スポーツ振興課

3　監査の場所

当該施設及び監査事務局

4　監査の範囲

令和7年度の指定管理者の業務に関する財務及びその他の事務の執行状況、施設等の管理状況について

5　監査の方法

「飯塚市体育施設」が設置の目的に沿って適切かつ効果的に管理され、財務事務が適正に処理されているかを主眼として、関係書類を抽出等により調査するとともに、現地調査や関係職員からの説明を聴取するなどの方法により、監査を実施しました。

6　監査の主な着眼点

【指定管理者】

(1) 協定書に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか。

① 施設管理業務の実施状況

② 施設の利用状況

③ 事故防止、安全確保への配慮

(2) 協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。

(3) 協定に改善又は変更等の必要は生じていないか。

(4) 料金収入や施設の管理に関する収支に係る会計経理は適切に行われているか。

① 関係帳簿の整備・記帳は適正か。

② 証拠書類の整備・保存は適正か。

【所管課】

(1) 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。

(2) 指定管理業務の履行確認は、精算報告書または実績報告書により適切に行われているか。

(3) 事業費の算定及び支出方法、時期、手続き等は適正か。

第 2 監査の結果

1 指定管理料　　令和 7 年度　38,112,964 円

2 監査結果の内容

今回の監査においては、施設の管理、会計経理及び事業報告が、協定書等に基づき適正かつ効率的に行われているかに留意して実施しました。

その結果、「飯塚市体育施設」における公の施設の管理に係る財務その他の事務は、概ね適正に執行されていることが認められました。今後とも、指定管理協定書等に基づく、適正な事務処理と事業の公益性のために、より一層努力されることを望みます。

なお、令和 7 年度事務執行の一部で、直ちに是正及び改善を要する事項がありましたので、下記のとおり文書で指摘を行いました。

また、指摘には至らないものの改善の必要な事項、問題点については、関係者に適正な処理を行うよう求めました。

【スポーツ振興課に対する指摘事項】

1　体育施設の減免について（局長指摘事項）

飯塚市体育施設条例施行規則（平成25年飯塚市規則第14号）第7条第1項において市が主催、共催する行事に利用するときは、全額減免することとなっているため､事業を行う主管課長が申請書に確認のため押印することとなっているが、押印のないものが確認された。

また、同条第2項において「利用料金の免除を受けようとする者は、利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。」と規定しているが、申請書の提出のないまま減免を行っているものがあった。

指定管理者が規則を遵守し適正な事務処理を行うよう指導すること。

2　備品について（局長指摘事項）

(1)　備品の管理について

大型送風機、審判台、ジェットヒーター（大型暖房機）その他の備品が保管されていたが、現在使用されている備品にシールが貼られているものの備品台帳に登録されていないものや､備品シールが貼られていないものが確認された。

各体育施設の備品確認を実施し、備品の登録及び標識の貼付を行い適切な管理を行うこと。

(2)　備品購入費について

飯塚市体育施設管理運営仕様書「16.備品等について」において、本業務を実施するために備品等が必要な場合は、市長等と協議のうえ購入するものとされている。

しかしながら、市と協議することなく備品を購入していた。また、指定管理者独自の備品を購入した際、購入費の一部を誤って「飯塚市体育施設指定管理会計決算書」に計上していた。

備品等を購入する場合は事前に市と協議を行うこと。また、適正な会計処理を行うよう指定管理者に指導すること。

(3)　購入備品の市への報告について

飯塚市体育施設管理運営仕様書「15.物品の帰属等」によれば、「指定管理者は、市の所有に属する物品については、（中略）購入及び廃棄等の異動について定期的に市長等に報告しなければならない。」と規定されている。

しかしながら、令和6年度に購入された備品（溶接機、コンプレッサー等）及び令和7年度に購入された備品（刈払機）について市に報告が行われていな

かった。このため市の備品台帳への登録もなされていなかった。

備品の帰属を明確にするためにも、備品購入及び廃棄等の異動については、定期的に指定管理者より報告を受け、適切な備品管理を行うこと。

【飯塚市体育施設指定管理者に対する指摘事項】

1　体育施設の減免について（局長指摘事項）

飯塚市体育施設条例施行規則（平成 25 年飯塚市規則第 14 号）第 7 条第 1 項において市が主催、共催する行事に利用するときは、全額減免することとなっているため、事業を行う主管課長が申請書に確認のため押印することとなっていますが、押印のないものが確認されました。

また、同条第 2 項において「利用料金の免除を受けようとする者は、利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。」と規定していますが、申請書の提出のないまま減免を行っているものがありました。

規則を遵守し適正な事務処理を行ってください。

2　備品について（局長指摘事項）

(1)　備品の管理について

大型送風機、審判台、ジェットヒーター（大型暖房機）その他の備品が保管されていたが、現在使用されている備品にシールが貼られているものの備品台帳に登録されていないものや、備品シールが貼られていないものが確認されました。

各体育施設の備品確認を実施し、備品の登録及び標識の貼付を行い適切な管理を行ってください。

(2)　備品購入費について

飯塚市体育施設管理運営仕様書「16.備品等について」において、本業務を実施するために備品等が必要な場合は、市長等と協議のうえ購入するものとされています。

しかしながら、市と協議することなく備品を購入していました。また、指定管理者独自の備品を購入した際、購入費の一部を誤って「飯塚市体育施設指定管理会計決算書」に計上していました。

備品等を購入する場合は事前に市と協議を行ってください。また、適正な会計処理を行ってください。

(3)　購入備品の市への報告について

飯塚市体育施設管理運営仕様書「15.物品の帰属等」によれば、「指定管理者は、市の所有に属する物品については、（中略）購入及び廃棄等の異動について定期的に市長等に報告しなければならない。」と規定されています。

しかしながら、令和6年度に購入された備品（溶接機、コンプレッサー等）及び令和7年度に購入された備品（刈払機）について市に報告が行われていませんでした。このため市の備品台帳への登録もなされていませんでした。

備品の帰属を明確にするためにも、備品購入及び廃棄等の異動については、定期的に報告し、適切な備品管理を行ってください。